二　中小企業者及び組合等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営力向上を行う場合において、当該外国関係法人等に対して、当該外国関係法人等が海外において認定経営力向上事業を行うために必要とする長期の資金を貸し付ける業務を行うこと。

第二十六条第二項中「前項」を「第一項第三号及び第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項第一号及び第二号の規定により外国関係法人等に対して資金を貸し付ける業務は、株式会社日本政策金融公庫法の適用については、同法第十一条第一項第一号の規定による同法別表第十四号の中欄に掲げる者に対する同号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務とみなす。

第二十六条を第二十四条とし、第二十七条を第二十五条とする。

第二十八条第一項第一号及び第二号中「若しくは認定異分野連携新事業分野開拓事業」を削り、同条第二項の表第十八条第一項の項及び第十九条第一項の項中「第二十八条第一項第一号」を「第二十六条第一項第一号」に改め、同表第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号の項中「第二十八条第一項各号」を「第二十六条第一項各号」に改め、同表第三十二条第二号の項及び第三十二条第三号の項中「第二十八条第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十九条第一項中「第十九条第四項」を「第十七条第四項」に改め、同条を第二十七条とする。

第三十条中「第二条第十二項第九号」を「第二条第十一項第九号」に、「措置」を「措置に係るもの」に改め、同条を第二十八条とする。

第三十一条の見出し中「事業」を「被承継会社の事業」に改め、同条第一項中「に記載された」を「（事業承継等（第二条第十一項第七号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。）に係る事項の記載があるものに限る。）に記載された」に改め、「単に」を削り、「会社」を「被承継会社」に改め、「）は、」の下に「当該」を加え、「（事業承継等（第二条第十二項第七号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。）に係る事項の記載があるものに限る。）」を削り、同条第四項中「会社は」を「被承継会社は」に改め、同条を第二十九条とし、第三章第四節中同条の次に次の一条を加える。

（中小企業基盤整備機構の行う協力業務）

第三十条　中小企業基盤整備機構は、特例経営力向上関連保証を受けようとする中小企業者に対して資金の貸付けを行おうとする金融機関（中小企業信用保険法第三条第一項に規定する金融機関をいう。）の依頼に応じて、当該保証に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第三章第四節を同章第三節とする。

第三十二条第二項第一号中「若しくは異分野連携新事業分野開拓」を削り、同項第二号中「若しくは異分野連携新事業分野開拓に係る事業」を削り、第三章第五節中同条を第三十一条とする。

第三十三条第五号中「第三十七条」を「第三十六条」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十四条中「第三十二条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条を第三十三条とし、第三十五条を第三十四条とし、第三十六条を第三十五条とする。

第三十七条第一号中「第三十三条各号」を「第三十二条各号」に改め、同条第三号中「第三十二条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第三十四条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十八条中「第三十二条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、「又は」の下に「特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する」を加え、「同法第三条第一項」を「中小企業信用保険法第三条第一項」に、「第三十八条」を「第三十七条」に改め、同条を第三十七条とし、第三十九条を第三十八条とし、第四十条を第三十九条とし、第四十一条を第四十条とする。

第四十二条中「第四十条第二項第一号」を「第三十九条第二項第一号」に改め、同条を第四十一条とする。

第四十三条中「第三十三条から第三十七条まで」を「第三十二条から第三十六条まで」に、「第三十三条第三号及び第三十六条」を「第三十二条第三号及び第三十五条」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十四条第二項中「第四十六条」を「第四十五条」に改め、同条を第四十三条とする。

第四十五条中「第四十五条」を「第四十四条」に、「第四十四条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同条を第四十四条とする。

第四十六条中「第七十条及び第七十一条において「情報処理推進機構」という。」を削り、同条を第四十五条とし、第四十七条を第四十六条とする。

第四十八条中「第三十三条から第三十七条まで」を「第三十二条から第三十六条まで」に、「第三十三条第三号及び第三十六条」を「第三十二条第三号及び第三十五条」に、「同号及び第三十四条」を「第三十三条第一項」に、「第三十五条から第三十七条まで」を「第三十四条から第三十六条まで」に改め、同条を第四十七条とする。

第三章第五節を同章第四節とし、同章に次の一節を加える。

第五節　雑則

（研究開発の推進）

第四十八条　国は、中小企業者の技術に関する研究開発による経営強化を図るため、中小企業者と大学、高等専門学校等との連携による人材の育成、知的財産の適切な保護及び活用、研究開発の成果の取扱いに係る取引慣行の改善その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

第五十一条第二項及び第五十三条第二項中「第七十七条第五項」を「第七十一条第五項」に改める。

第五十四条第四項及び第五十五条第四項中「同法第三条第二項」を「同項」に、「同法第五条」を「同条」に改める。

第六十五条第一項中「第二条第十八項」を「第二条第十七項」に改める。

第五章第二節を削る。

第五章第三節中第七十三条を第六十七条とする。

第五章第三節を同章第二節とする。

第六章中第七十四条を第六十八条とする。

第七十五条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同条を第六十九条とする。

第七十六条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「、認定異分野連携新事業分野開拓事業」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条を第七十条とする。

第七十七条第二項中「認定異分野連携新事業分野開拓事業を行う者又は」及び「認定異分野連携新事業分野開拓計画若しくは」を削り、同条を第七十一条とし、第七十八条を第七十二条とする。

第七十九条第一項中「第三条第二項第二号ハ(1)及びニ(4)」を「第二条第二項第二号ロ(1)及びハ(4)」に改め、「並びに同項第四号ロ(1)に掲げる事項のうち労働者の知識及び技能の向上を図る支援事業を行う新事業支援機関に係る部分」を削り、同条第二項中「第七十六条第一項並びに第七十七条第一項」を「第七十条第一項並びに第七十一条第一項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第十八条」を「第十六条」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第十九条第一項、第五項」を「第十七条第一項、第六項」に、「第二十条第四項」を「第十八条第四項」に、「第六項及び第七項」を「第七項及び第八項」に、「第二十一条、第二十九条第二項」を「第十九条、第二十七条第二項」に、「第七十六条第四項並びに第七十七条第二項」を「第